

逗子市総合計画の変更案 資料

逗子市総合計画の変更案 項目一覧

本資料は、現総合計画のページ順に構成しています。本変更案の項目とページは以下のとおりです。

【土地利用の方針の改定】

総合計画に位置付ける項目	改定内容	ページ
まちの活力を生み出す土地利用	「第2編 基本構想 第1章 逗子市の将来像 第5節 土地利用にあたっての基本方針」(P.17)及び「第3編 実施計画 第2章 計画の基礎条件 第2節 土地利用方針 2 土地利用の方針」(P.54、55)を改定	1、4、5

【リーディング事業の追加】

事業名	改定内容	ページ
総合的病院誘致事業	「第3編 実施計画 第3章「わたしたちはこんなまちにしていきたい」を実現するために 第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち 2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち」に新たにリーディング事業として追加	7
空き家解消事業	「第3編 実施計画 第3章「わたしたちはこんなまちにしていきたい」を実現するために 第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち 1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち」に新たにリーディング事業として追加	10
避難施設整備事業	「第3編 実施計画 第3章「わたしたちはこんなまちにしていきたい」を実現するために 第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち 2 災害に強く、犯罪のない安全なまち」に新たにリーディング事業として追加	11

【リーディング事業の改定】

現在のリーディング事業名	改定内容	ページ
健康づくり推進事業	「第3編 実施計画 第3章「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために 第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち 2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち」のリーディング事業「健康づくり推進事業」(P.71)及び「同 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち」のリーディング事業「日常生活支援総合事業」(P.77)に「健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み」を推進する事業としての位置付けと、所要の取り組みを追加	6
日常生活支援総合事業		8

【その他の改定】

総合計画に位置付ける項目	改定内容	ページ
駅前等交通の利便性の高い地域での保育関連事業の検討	「第3編 実施計画 第3章「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために 第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち 5 誰もが心豊かに子育てできるまち」の「現況・課題、取り組み」(P.85)へ追加	9
市内交通環境の円滑化	「第3編 実施計画 第3章「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために 第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち 4 都市機能の整った快適なまち」の「現況・課題、取り組み」(P.157)へ追加	12
下水道施設の再整備に向けた検討	「第3編 実施計画 第3章「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために 第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち 4 都市機能の整った快適なまち」の「現況・課題、取り組み」(P.158)へ追加	13
職員人件費の適正化	「第3編 実施計画 第5章 計画の推進にあたって 第1節 計画の推進にあたって 2 効果的・効率的な自治体経営の推進」(P.189)へ追加	14

総合計画に位置付ける項目	改定内容	ページ
企業誘致の取り組み	「第3編 実施計画 第5章 計画の推進にあたって 第1節 計画の推進にあたって 2 効果的・効率的な自治体経営の推進」(P.189)へ追加	14
スマートシティの取り組み	「第3編 実施計画 第5章 計画の推進にあたって 第1節 計画の推進にあたって 2 効果的・効率的な自治体経営の推進」(P.189)へ追加	14
SDGsの取り組み	「第3編 実施計画 第5章 計画の推進にあたって 第1節 計画の推進にあたって 2 効果的・効率的な自治体経営の推進」(P.189)へ追加	14
財政収支見通し	「第3編 実施計画 第5章 計画の推進にあたって 第3節 財政収支見通し 2 市財政の動向と今後の運営 ●財政収支見通し」へ追加(P.200)	16

【誤謬等の修正】

総合計画の項目	修正内容	ページ
土地利用の現況	「第3編 実施計画 第2章 計画の基礎条件 第2節 土地利用方針 1 土地利用の現況」の各表(P.52、53)を都市計画区域面積の変更(平成28年11月1日神奈川県告示第508号)に合わせて修正	2、3
基本構想の取り組みの方向と基幹計画・個別計画の目標との関係のイメージ	「第3編 実施計画 第5章 計画の推進にあたって 第1節 計画の推進にあたって 3 個別計画等との相互連携 ●基本構想の取り組みの方向と基幹計画・個別計画の目標との関係のイメージ」(P.191)を修正	15

逗子市総合計画の変更案資料の表記について

- 本資料では、変更部分を赤字にし、下線を付して示していますが、以下の部分については、全部が変更部分にあたるため、赤字及び下線の表示をしていません。
 - ・リーディング事業の追加
 - ・財政収支見通し
 - ・誤謬等の修正

- 本資料では、変更案の表記を次のとおりとし、赤字及び下線の表示をしていません。
 1. 元号について
元号を「令和」にして表記します。

 2. 課名について
平成29年4月1日の機構改革を反映させた課名で表記します。

 3. リーディング事業の《参考》計画事業費について
追加するリーディング事業に記載している計画事業費のみ、2019年（令和元年）から2022年（令和4年）の4年間の事業費の見込みを表記します。それ以外のリーディング事業に記載している計画事業費は、計画策定当初のままの表記とします。

【土地利用の方針の改定】

第2編 基本構想

第1章 逗子市の将来像

第5節 土地利用にあたっての基本方針

逗子市が、自然環境の豊かな住宅都市として発展してきたという基本的な性格、枠組みは変わりようのないものであることから、土地利用にあたっての基本方針を次のとおりとします。

市街化区域*及び市街化調整区域*の基本的な枠組みは変更しないものとし、限られた資源である土地の有効活用に努めます。

また、市民は土地について私権の一定の制限を受容し、事業者は開発手続きを厳格に守ることで、市民全体の公共の福祉の実現を図りながら、豊かな自然環境と社会環境とが調和する都市づくりをめざします。

特に、市街地における緑を保全・創出し、魅力ある住宅環境の質を高めつつ、子育て世代も居住しやすい都市環境をつくります。

さらに、誰もが安全で安心して暮らせるよう、防災及び減災の推進に努めます。

【誤謬等の修正】

第3編 実施計画 第2章 計画の基礎条件

第2節 土地利用方針

1 土地利用の現況

都市計画区域面積は、1,728ヘクタールで、市街化区域*は832ヘクタール。
市街化調整区域*は896ヘクタールを占めています。

用途地域別面積では、住居系の用途地域が約93パーセントを占める住宅都市
です。

● 市街化区域及び市街化調整区域指定状況

区分	都市計画区域		計
	市街化区域	市街化調整区域	
面積(ha)	832	896	1,728
対都市計画区域(%)	48.1	51.9	100.0

(平成28年11月1日県告示第508号)

● 用途地域指定状況

用途地域の種類	面積(ha)	構成比(%)
第一種低層住居専用地域	約499	60.0
第一種中高層住居専用地域	約59	7.1
第二種中高層住居専用地域	約1	0.1
第一種住居地域	約200	24.0
第二種住居地域	約15	1.8
近隣商業地域	約38	4.6
商業地域	約18	2.2
準工業地域	約2	0.2
計	約832	100.0

(令和元年9月19日逗子市告示第132号)

● 地目別土地利用状況

(単位:千㎡)

地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	計
2019年度 (令和元年度)	0.0	64.3	4,517.6	0.0	5,582.0	8.5	879.7	6,227.9	17,280.0

(市税概要 2019年(平成31年)4月1日現在)

● 緑地現況量調査

(単位:ha)

区分		市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (1)+(2)
施設 緑地	都市公園	34.39	55.85	90.24
	公共施設緑地	30.40	22.84	53.24
	民間施設緑地	5.12	2.51	7.63
	計(a)	69.91	81.20	151.11
地域 制 緑地	法によるもの			
	緑地保全地区	0.40	0.00	0.40
	近郊緑地保全区域	9.50	271.83	281.33
	風致地区	37.42	24.74	62.16
	歴史的風土保存区域	1.50	5.30	6.80
	自然環境保全地域	0.00	35.00	35.00
	生産緑地地区	1.31	0.00	1.31
	その他法によるもの	33.08	539.96	573.04
	協定によるもの	3.40	0.00	3.40
	条例等によるもの	22.17	53.24	75.41
(地域制緑地間の重複)	(12.96)	(391.10)	(404.06)	
計(b)	95.82	538.97	634.79	
(施設緑地・地域制緑地間の重複)(c)	(11.62)	(32.47)	(44.09)	
計 (a)+(b)-(c)	154.11	587.70	741.81	

(2019年(平成31年)3月31日現在)

【土地利用の方針の改定】

第3編 実施計画 第2章 計画の基礎条件 第2節 土地利用方針

2 土地利用の方針

(1) 基本方針

逗子市が、自然環境の豊かな住宅都市として発展してきたという基本的な性格、枠組みは変わりようのないものであることから、土地利用にあたっての基本方針を次のとおりとします。

市街化区域及び市街化調整区域の基本的な枠組みは変更しないものとし、限られた資源である土地の有効活用に努めます。

また、市民は土地について私権の一定の制限を受容し、事業者は開発手続きを厳格に守ることで、市民全体の公共の福祉の実現を図りながら、豊かな自然環境と社会環境とが調和する都市づくりをめざします。

特に、市街地における緑を保全・創出し、魅力ある住宅環境の質を高めつつ、子育て世代も居住しやすい都市環境をつくります。

さらに、誰もが安全で安心して暮らせるよう、防災及び減災の推進に努めます。

(2) 個別方針

① 山林

市街化区域内の山林については、防災において大きな役割を果たしていることや、良好な住環境の形成及び景観保全に直結していることから、山林の持つ機能に十分配慮された土地利用が図られるよう努めるものとします。市街化調整区域内の山林は、公共性の観点からの利用は考えられますが、基本的には自然環境の保全に資する土地利用に努めるものとします。

低層住宅地を縁取り、市街地からの景観の背景となる緑地帯を斜面緑地帯として位置付け、保全を図ります。また、大規模緑地や大規模公園については、広域的にも貴重な緑資源であることから、後世に引き継ぐ財産として保全を図ります。

② 商業地

商業地は、その性格から都市機能の中核と雇用の場として、商業の活性化に努めるとともに、建物の上層階や生活道路沿いの宅地には利便性を生かした多様な住居が配置され、商と住それぞれのコミュニティが融和した逗子市らしい

特色ある商業地としての発展をめざします。

逗子市景観計画における逗子駅周辺地区及び東逗子駅周辺地区については、景観や周辺の住環境との調和と防災・減災に配慮しながら一定程度の面積利用・高度利用など、有効かつ適正な土地利用を図ります。

なぎさ通り、池田通り、銀座通りの通り筋は、誰にとっても安全な歩行空間等の確保や海辺のまちとしてのまちなみの景観を誘導し、コンパクトでアメニティ*に富んだ商業空間として形成し、にぎわいとくつろぎの持てる商業環境へと改善を図ります。

③ 住宅地

既存の住宅地については、地域住民によって自主的につくられるまちづくりのルールや法的制度の活用を図り、自然と人工の調和した低層の庭園都市的景観をもった住環境の保全とその向上に努めます。また、中層住宅地については、現状を維持しつつ積極的に緑化を推進します。

新たな住宅地や再開発、建て替え等が進む土地については、その地域特性に応じ、防災・減災に配慮しながら、価値多様化社会に対応した魅力的で適正な土地利用への誘導を図ります。

④ 公共・公益施設用地及び道路

公共・公益施設用地及び道路は、都市機能や生活環境を高めるために適切な確保が図られるよう努めるものとします。

⑤ 海岸・河川

海岸は、環境や景観、防災に配慮しつつ、生産、観光資源としての活用を図りながら、自然環境保全地域及び風致地区にふさわしい魅力的な海浜地区としての機能を高めるための土地利用が図られるよう努めるものとします。

河川は、治水機能を高め、生活及び環境空間としての活用を図るよう努めるものとします。

⑥ 池子住宅地区及び海軍補助施設*

将来返還がなされた場合には、緑の保全等に配慮し、適切な利用計画を策定します。

【リーディング事業の改定】

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち

2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち

★ リーディング事業

事業名	健康づくり推進事業（健康寿命を延ばしてみんなで元氣な高齢者をめざす取り組み）		所管名	国保健康課
事業概要	<p>目的：市民誰もが生涯を通じて活動的に生活できるように、行政のみならず市民が主体の健康づくり活動や地域で進める健康づくりを推進する。その結果、糖尿病等の生活習慣病の発症と重症化の抑止を図り、医療費の抑制に結びつける。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：健康増進計画に基づき、お互いの健康を支え守るための社会環境の整備、ライフステージ*に応じた健康づくりの促進及び市民への生活習慣病やNCD（非感染性疾患）*などの予防の啓発等、健康増進に係る事業を庁内各課との連携に加え、医師会・歯科医師会・薬剤師会・体育協会・商工会等の関係機関と協力・連携することにより、全庁的・全市的に実施する。また、併せて特定健診や各種がん検診を実施するとともに、健診（検診）結果に基づく、保健師及び管理栄養士の保健指導を推進する。</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(令和元)年度～2022(令和4)年度		
○（仮称）健康増進計画に基づく健康づくり活動や年代別健康づくり事業等の実施		○健康増進計画に基づく健康づくり活動や年代別健康づくり事業等の 庁内各課及び関係機関との連携による 実施		
○特定健診・特定保健指導*等の実施		○特定健診・特定保健指導等の実施		
目標【2018(平成30)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
（仮称）健康増進計画が推進され、国民健康保険被保険者一人当たりの医療費の抑制が図られている。			国民健康保険被保険者一人当たり医療費 311,144円 【2012(平成24)年度末】	
目標【2022(令和4)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
健康増進計画が推進され、国民健康保険被保険者一人当たりの医療費の抑制が図られている。			国民健康保険被保険者一人当たり医療費 311,144円 【2012(平成24)年度末】	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(令和4)年度】			会計区分	
456,459千円			一般 国民健康保険事業特別	

【リーディング事業の追加】

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち

2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち

★ リーディング事業

事業名	総合的病院誘致事業		所管名	国保健康課
事業概要	<p>目的：本市にふさわしい総合的病院を誘致することにより、在宅医療の連携体制づくりや救急・災害時医療の確保をし、市民が安心して暮らせる医療体制を確立する。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：状況に応じた、総合的病院誘致に関する検討会や市民説明会の開催による意見聴取を実施し、ご意見シートによる市民意見の募集、広報やホームページ、各施設での進捗状況の周知を行う。また、医師会・歯科医師会・薬剤師会や県など関係機関等との調整・協議を図る。</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(令和元)年度～2022(令和4)年度		
		<ul style="list-style-type: none"> ○総合的病院誘致に関する検討会の開催 ○県保健医療福祉推進会議等への出席 ○市民説明会の開催 ○基本協定書の締結 ○都市計画手続（用途地域変更・地区計画決定） 		
目標【2022(令和4)年度】			現状【2019(令和元)年7月末】	
総合的病院が開設されている。			開設されていない。	
《参考》計画事業費【2019(令和元)年度～2022(令和4)年度】			会計区分	
1,965千円			一般	

【リーディング事業の改定】

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち

3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち

★ リーディング事業

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業（健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み）		所管名	高齢介護課
事業概要	<p>目的：全国一律のサービス内容であった訪問介護や通所介護については、介護事業所による既存のサービスに加えて、多様な主体による多様なサービスが提供され、利用者がサービスを選択することができようにする。</p> <p>対象：65歳以上の高齢者もしくは要支援認定者及び高齢者を支える自治会・町内会、ボランティア、介護事業者等</p> <p>手段：対象者のニーズに合った多様な生活支援サービスが利用できる地域資源の開発や人材を育成するために、生活支援コーディネート業務を逗子市社会福祉協議会に委託する。介護予防給付のうち、訪問介護及び通所介護を給付から地域支援事業へと移行するに当たっては、多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的に生活支援サービスを提供していく。また、全庁的、全市的な協力や連携をすることで、みんな元気な高齢者をめざす取り組みを展開する。</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(令和元)年度～2022(令和4)年度		
<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援サービス等の内容の検討 ○サービス提供事業者の確保 ○介護予防・生活支援サービスの提供 		<ul style="list-style-type: none"> ○庁内各課及び関係機関との連携による介護予防・生活支援サービスの提供 		
目標【2018(平成30)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
「元気な高齢者」（65歳以上の高齢者のうち、要支援・要介護者認定を受けていない者）の割合が81.5パーセント以上になっている。			80.4パーセント	
目標【2022(令和4)年度】			現状【2013(平成25)年度末】	
「元気な高齢者」（65歳以上の高齢者のうち、要支援・要介護者認定を受けていない者）の割合が83パーセント以上になっている。			80.4パーセント	
《参考》計画事業費【2015(平成27)年度～2022(令和4)年度】			会計区分	
1,219,427千円			介護保険事業特別	

【その他の改定】

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち

5 誰もが心豊かに子育てできるまち

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	<p>社会情勢や家庭、地域を取り巻く環境の変化などにより、保育や子育ての支援を必要とする児童や子育てに不安や負担を感じている保護者は増加している。</p> <p>従来の保育システムだけでは対応しきれないケースが多くなっており、幅広いニーズに対応できる体制を築く必要がある。</p> <p>子育てに関する相談について、子育て支援センター*や母子保健の健診等様々な場や機会を提供し、その中での問題を共有し、児童虐待防止やその他の問題解決を進めていく必要がある。</p>	<p>★子育てに関係する情報の一元化、総合化を行い、子育て情報の提供を充実させる。</p> <p>・支援を必要とする人の個々の実情を踏まえて、保育所や放課後児童クラブ*などのほか、一時預かりを含む一時保育の実施、ずしファミリー・サポート・センター*事業等を実施する。</p> <p>・ほっとスペース*、親子遊びの場など親子が自由に利用でき、集える場を確保する。</p> <p>・様々な保育ニーズに対応するため、駅前等交通の利便性の高い地域で保育関連事業の実施を検討する。</p>
2	<p>子どもたちが地域社会でいきいきと活動できるよう、地域社会に中学・高校生を含む子どもの居場所を確保するとともに、自主的な活動を支援することが求められている。</p>	<p>★中学・高校生については体験学習施設「スマイル」*を拠点に、様々な講座やイベント等の企画運営ができる体験学習施設の企画運営委員会を設置し、子どもの居場所をつくるとともに、地域でいきいきと活動できるように支援する。</p>
3	<p>妊娠中から乳幼児期、思春期に至るまで母子ともに健康な発育・発達を支援する必要があり、特に近年増加傾向にある虐待の予防を含めた育児支援の充実が求められている。</p>	<p>虐待予防を含めた育児相談や教室、健康診査、訪問活動などの充実を図る。</p>
4	<p>保育所入所待機児童が増加している中で、2015(平成27)年度から子ども・子育て支援の新制度が施行されることとなっている。</p> <p>今後は、小学校就学前の児童に、質の高い教育と保育を、希望者全員に提供することが求められている。</p>	<p>各施設の設置主体の意向を尊重しつつ、新制度に位置付けられた、認定こども園*や小規模保育*施設等、多様な教育・保育施設が市内で事業展開されるよう支援し、充実を図る。</p>

【リーディング事業の追加】

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち

1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち

★ リーディング事業

事業名	空き家解消事業	所管名	まちづくり 景観課
事業概要	<p>目的：住宅ストックの安定的な流通・活用を促進することで、人口減少社会に資する生活環境の健全化をめざす。</p> <p>対象：市内の不動産所有者、空き家の利用希望者</p> <p>手段：適正管理、予防、相談及び利活用の4つの観点をもって関係機関等と連携を図りながら総合的に施策を展開する。</p>		
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(令和元)年度～2022(令和4)年度	
		<ul style="list-style-type: none"> ○空き家の適正管理に係る指導 ○空き家バンクの運営等による空き家解消に向けた取組み ○地域住民と連携した空き家の実態把握・利活用の啓発 	
目標【2022(令和4)年度】		現状【2019(令和元)年7月末】	
空き家バンクによる成約件数延べ20件		0件	
《参考》計画事業費【2019(令和元)年度～2022(令和4)年度】		会計区分	
0千円		一般	

【リーディング事業の追加】

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち

2 災害に強く、犯罪のない安全なまち

★ リーディング事業

事業名	避難施設整備事業		所管名	防災安全課
事業概要	<p>目的：大規模災害時における避難場所を確保し、安全で安心なまちづくりを進める。</p> <p>対象：市民、避難行動要支援者（乳児・妊産婦）</p> <p>手段：民間企業に協力を求め、津波避難ビル、震災時避難所の増設を図る。 乳児・妊産婦のための福祉避難所を設置する。</p>			
主な事業内容				
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(令和元)年度～2022(令和4)年度		
		<ul style="list-style-type: none"> ○新設及び既設の建築物で津波避難ビルとなりえるものについて協力依頼（逗子市津波避難施設整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金交付） ○市内の5商店街に対し震災時避難所への協力依頼 ○乳児・妊産婦避難所の設置に向け、神奈川県助産師協会へ協力要請及び協議 ○福祉避難所（乳児・妊産婦用）への防災資機材整備 		
目標【2022(令和4)年度】			現状【2019(令和元)年7月末】	
津波避難ビル4箇所増設、震災時避難所4箇所増設、福祉避難所（乳児・妊産婦）1箇所新設			津波避難ビル27箇所、震災時避難所33箇所、福祉避難所（乳児・妊産婦）0箇所	
《参考》計画事業費【2019(令和元)年度～2022(令和4)年度】			会計区分	
7,080千円			一般	

【その他の改定】

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち

4 都市機能の整った快適なまち

No.	現況・課題	取り組み
6	市内の渋滞解消や道路環境の改善が求められている。	<ul style="list-style-type: none">・既設道路における歩車道の比率の適正化と支障物件の整理を進める。・幹線市道など道路幅員等の状況で可能な道路について、歩行者、自転車、自動車の分離を図る。・都市計画道路の未着手路線等を見直し、整備を検討する。また、県や関係住民との協議、調整を図る。・市内幹線市道の整備、改良を図るとともに、県道の整備について、国・県等関係機関に要請する。・歩行空間の確保及び整備・向上を図る。・安全で快適な空間を創出するポケット・パーク*を整備し、管理についてはアダプトプログラム*等による市民協働を推進する。・街路樹診断を行い、街路樹の計画的な植え替えや管理を行う。 <p><u>・駅周辺をはじめとした市内の交通環境をより円滑なものとするため、必要な調査等を行う。</u></p>

【その他の改定】

第3編 実施計画

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち

4 都市機能の整った快適なまち

No.	現況・課題	取り組み
7	地籍調査*は、土地の正確な境界、面積、所有権等に関する最も基礎的な調査で、円滑な土地取引や良好なまちづくり、地震・津波被災後の迅速な復旧・復興等に不可欠である。	10年間で津波浸水予想地域(2.8平方キロメートル)の調査を完了できるよう、官民境界等先行調査を実施する。
8	下水処理場・ポンプ場は供用開始後40年以上経過し、管渠についても布設後30年以上経過した管が50パーセント以上を占めるなど老朽化が進んでいる。これらを計画的に改築・更新するとともに、地震対策、浸水・不明水対策及び合流改善対策についても、並行して実施する必要がある。	<ul style="list-style-type: none">・長寿命化計画を策定し、対策工事を実施する。・地震対策計画を策定し、対策工事を実施する。また、地震・津波等で被害を受けた場合の業務継続計画を策定する。・浸水・不明水対策のための調査を実施するとともに、改善計画を策定する。・合流式下水道緊急改善事業完了後もさらなる改善のために、工事を継続する。 <p><u>・下水処理場等下水道施設の再整備に向け、必要な調査・研究等を行う。</u></p>

【その他の改定】

第3編 実施計画

第5章 計画の推進にあたって

第1節 計画の推進にあたって

2 効果的・効率的な自治体経営の推進

急速な少子高齢化の進展、ICTの高度化、地域を越えた環境問題の顕在化等、私たちを取り巻く社会や経済の状況は大きく変化してきました。地方自治体もまた、そうした変化を受けて、住民の日常生活圏の拡大、住民ニーズの高度化・多様化等による様々な課題に直面しており、税収の増額が見込めない厳しい財政状況の中で、より効率的な行政運営を行うことが必要となっています。

市政は、最も身近な行政として、市民ニーズや日常生活圏の広がりに対応していく取り組みを進めることが重要になりますが、一方では、将来を見据えて、効率的でかつ質の高い行政を展開できるよう行財政の基盤をさらに強化する必要があります。

そのために、最少の経費で最大のサービスが提供できるよう、指定管理者制度の導入、事務事業の民間委託化、職員**人件費の適正化**など、引き続き行財政改革に取り組み、足腰の強い自治体づくりを進める必要があります。また、事業選択の際には、費用対効果の検証はもちろん、その目的や成果を改めて検証し、改善につなげることで市民の期待に応えていくことが重要となります。

同時に、**厳しい財政状況においては、**地方分権を踏まえ、国や県から必要な財源の移譲を求めることも必要ですが、**一方で個人市民税以外にも歳入の柱を作り財政的に自走できる財政構造へと転換を図るべく、企業誘致・起業支援を進めていきます。**

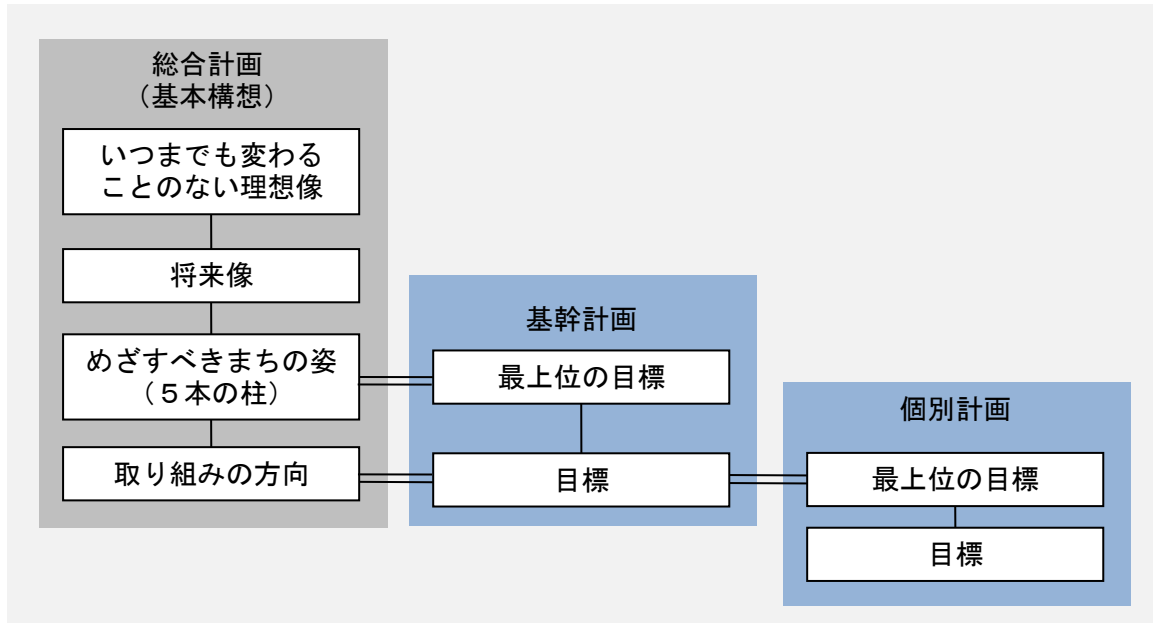
また、AI*やIoT*等の先進技術を活用して地域が抱える課題の解決や様々なサービスの効率化・高度化を図るスマートシティや、2015年（平成27年）9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs*）の観点からも、行政運営に取り組んでいきます。

また一方で、まちのにぎわいや活性化、行政サービス水準を維持していく上で、できる限り現状の人口の維持に努める必要があります。子育て世代を中心とする生産年齢人口層の転入促進につなげるために、本市の魅力を高め、内外に対して積極的に発信するシティプロモーション*に取り組んでいきます。

【誤謬等の修正】

第3編 実施計画
第5章 計画の推進にあたって
第1節 計画の推進にあたって
3 個別計画等との相互連携

● 基本構想の取り組みの方向と基幹計画・個別計画の目標との関係のイメージ



(略)

【その他の改定】

第3編 実施計画

第5章 計画の推進にあたって

第3節 財政収支見通し

2 市財政の動向と今後の運営

● 財政収支見通し

2019年度（令和元年度）当初予算額を基に作成した長期財政見通しに、同年度の9月補正予算額までをベースに、2022年度（令和4年度）までの4か年の財政収支の見通しを一般会計ベースで作成しました。

歳出については、人件費をはじめとする義務的経費や物件費、特別会計への繰出金など、総額777億800万円が見込まれます。

そのうち、リーディング事業については、投資的経費に1億3,400万円、委託料などの物件費に10億4,100万円など、総額21億1,000万円が見込まれます。

これに対する歳入は、市税収入369億1,300万円をはじめとして、総額777億800万円が見込まれます。

この歳入歳出の予測に基づき、事業の推進を図ることになります。

1. 歳出の予測

(単位:百万円)

	2019(令和元)年度～2022(令和4)年度	
	合 計	うちリーディング事業
歳出合計	77,708	2,110
義務的経費	45,510	211
人件費	18,561	171
扶助費	18,904	40
公債費	8,045	0
物件費	12,212	1,041
維持補修費	795	0
繰出金	9,643	422
投資的経費	5,332	134
その他	4,216	302

2. 歳入の予測

(単位:百万円)

	2019(令和元)年度～2022(令和4)年度	
	合 計	うちリーディング事業
歳入合計	77,708	2,110
自主財源	43,898	1,846
市税	36,913	1,795
その他	6,985	51
依存財源	33,810	264
国庫支出金	10,647	99
県支出金	5,252	89
市債	6,737	26
地方交付税	4,612	0
その他	6,562	50

(参考) 用語解説

■ AI【えーあい】

Artificial Intelligenceの略で、人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピューターシステム。

■ IoT【あいおーてい】

Internet of Thingsの略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

■ SDGs【えすでいーじーず】

Sustainable Development Goalsの略で、持続可能な開発目標のこと。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成される。

逗子市総合計画の変更の検討経過

2019 年度（令和元年度）

- 08 月 09 日 総合計画実施計画の改定方針の決定
- 08 月 27 日 令和元年度第 2 回逗子市総合計画審議会
逗子市総合計画実施計画の改定について（諮問、審議①）
- 09 月 12 日 令和元年度第 3 回逗子市総合計画審議会
逗子市総合計画実施計画の改定について（審議②）
- 12 月 17 日 令和元年度第 4 回逗子市総合計画審議会
逗子市総合計画実施計画の改定について（審議③）
- 12 月 23 日 逗子市総合計画実施計画の改定について（答申）
- 12 月 25 日 政策会議
- 01 月 07 日 逗子市総合計画の一部改定に関するパブリックコメント（～2 月 5 日）
- 02 月 10 日 政策会議
- 02 月 20 日 議案第 4 号 逗子市総合計画の変更について（提出）

総合計画実施計画の改定方針

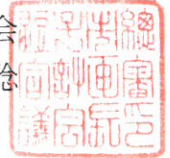
2015年度（平成27年度）を期首とする総合計画実施計画について、次の方針のもと改定を行うものとする。

1. 実施計画は原則として踏襲するが、市長交代に伴い、市長の方針を位置付ける。
2. これまでの進捗状況による改定は行わない。
3. 目標人口については、できる限り現状の人口の維持に努めるという方針に変更がないことから、目標値の変更は行わない。
4. 土地利用の方針については、まちの活力を高める観点から、個別方針について必要な修正を行う。
5. 効果的・効率的な自治体経営をより推進していく観点から、財政構造の転換及びSDGs（持続可能な開発目標）やスマートシティなど新たな取り組みの位置付けを目指す。
6. 個別計画・基幹計画の改定は、総合計画改定後に行うものとする。

31 逗総審発第 5 号
2019 年(令和元年)12 月 23 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市総合計画審議会
会長 出石 稔



逗子市総合計画実施計画の改定について（答申）

2019 年（令和元年）8 月 27 日付け諮問第 15 号で諮問のあった逗子市総合計画実施計画の改定に関し、慎重に審議した結果、次のとおりとりまとめましたので、答申します。

- 1 改定する部分の文言については、市民に分かりやすいよう、より適切で誤解のない表現を検討されたい。
- 2 「元気な高齢者を増やそうプロジェクト」の名称については、市民が元気な高齢者になることをめざすという取り組みの趣旨が正しく伝わるような表現を検討されたい。
- 3 土地利用の方針については、以下の 5 点について検討されたい。
 - ① 防災への配慮を図ることは重要であることから、減災の考え方も含め、土地の有効利用を図ることと併せて位置付けること。また、近年の災害が頻発する状況に鑑み、その重要性から基本方針に位置付けることも検討されたい。
 - ② 有効利用の意味するところは、必ずしも逗子市のまちづくりの方向に適うものではないことがあり得るため、併せて「適正な利用」という視点を位置付けること。

- ③ 商業地については、上記②を踏まえ、逗子市の魅力を感じられるような表現とすること。
- ④ 「歩行者空間の確保」については、あらゆる者へ配慮した表現とすること。
- ⑤ 住宅地のうち、新たな住宅地や再開発、建て替え等が進む土地についての文中に「人口維持」という表現があるが、この考え方は基本構想において謳っている前提であることから、言葉を重ねることで誤解を生じる可能性があるため、表現を見直すこと。

以 上

逗子市総合計画の一部改定に関するパブリックコメント結果

■パブリックコメント

○実施期間:令和2年1月7日～2月5日

○意見提出者:1名

○意見数:7件

○意見内容の概要

意見区分	件数
① 本改定案について	2
② 改定の趣旨について	2
③ 改定の手続きについて	1
④ その他改定や市の取り組みについて	2
合計	7

○市の対応区分

対応区分	件数
○ 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの	0
□ 案に反映済みであるもの	1
■ 意見を反映させず、案どおりにしたもの	1
▲ その他	5
合計	7

【対応区分】

○:意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの

□:案に反映済みであるもの

■:意見を反映させず、案どおりにしたもの

▲:その他

番号	意見区分	意見（※一部表記を企画課において修正）	対応区分	市の見解
1	① 本改定案について	特に「土地利用の方針」の中で「商業地」について「景観や周辺の住環境との調和と防災・減災に配慮しながら <u>一定程度の面積利用・高度利用など</u> 」を図ることが書かれているのは、地球温暖化阻止に反することであり、下線部分の削除が望まれる。本市の「景観」や「住環境」は、強引な開発、建築などで限界に達しているものである。眺望、通風、気温などどれも限界にあり、それを超えることは許されない。	■	本改定案においては、まちの活力を高める観点から土地利用方針の一部改定をしていますが、神奈川県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や逗子市住環境形成計画の考え方と整合を図りつつ、本改定案にあるように「景観や周辺の住環境との調和と防災・減災に配慮しながら」と明記しています。
2	① 本改定案について	年の記載は、西暦と和暦の併記になるようお願いします。	□	本改定案をはじめ、逗子市総合計画は西暦と和暦を併記しています。
3	② 改定の趣旨について	「改定の趣旨」として書かれている中で、「市長が市政運営にあたって重点を置いている取り組みを着実に推進すべく、総合計画に位置付けるため、現総合計画を一部改定するものです」という観点には快く賛同することができない。これが「平成30年12月に市長が交代しました」ということによるものであり、市民提案によるものでもなく、何年かごとの見直しによるものでもないからであり、不快感も覚える。	▲	市長が交代したことによる方針の変更は、行政の継続性を保つ中であっても、当然あり得ることだと考えます。総合計画の改定についても、方針の変更に準じて行うものです。
4	② 改定の趣旨について	この改定案は、従来の総合計画に付け加える緊要な事柄を書くことにとどめるべきである。市長交代で市長一存で改定するなどもってのほかである。	▲	本改定案は、現計画を踏襲する中で、市長が市政運営にあたって重点を置いている取り組みを着実に推進すべく、位置付けるものです。
5	③ 改定の手続きについて	市長が交代してどうしても改定を要するという急ぐ課題への対応が必要なら改定はありうるものである。しかし、これには手続きが正当でなければならない。これには本市における地方自治を念頭に進めるべきことである。その自治をまっとうに進めるべきところ、改定について総合計画審議会に諮問してからその会議が令和元年度に3回開催されただけで改定が答申されてしまっている。粗製と言わざるを得ない。それは、この中に含まれているまちづくり基本計画の策定に市民が年度を超えて100人規模で参画した点からも、明らかである。総合計画審議会の構成も市民意見の反映のためには不足であり改善を要するものである。今般の改正案を作るのに市民意見を反映したいがどうしたらいいか、という問いかけは市長から市民へなかったのではないか。市民が周知されないまま改定案が作られていくようなことは厳に避けるべきである。	▲	改定の手続きにつきましては、逗子市市民参加条例に則り、市民参加の対象事項に関する市民参加の方法等について、市民参加制度審査会の審査において「適当」と評価された手続きをとっております。 また、本改正案については、土地利用の方針の一部の改正を含んでおります。総合計画は、まちづくり基本計画と一体化しており、さらにまちづくり基本計画は都市計画マスタープランを包含していることから、総合計画審議会の審議に先立ち、次の手続きを行いました。 ・ 改定案の告示（令和元年9月30日） ・ 改定案の縦覧（令和元年10月1日～10月31日） ※意見提出なし ・ 都市計画審議会での審議（令和元年11月14日） ・ まちづくり審議会での審議（令和元年12月3日）

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの □：案に反映済みであるもの ■：意見を反映させず、案どおりにしたもの ▲：その他

番号	意見区分	意見（※一部表記を企画課において修正）	対応区分	市の見解
6	④ その他改定や市の取り組みについて	国などの方針に盲従するのではなく適正な地方自治の発想を持つことは重要である。その点で、たとえば池子米軍用地の早期返還や地球温暖化対策などを進めるべきであり、後者のためには緑地保全や緑化や道路などの舗装の通水性や冷暖房のいらぬ建築などの記述もあってよいではなかったか。	▲	ご指摘のとおり、適正な地方自治の発想を持つことは重要であると考えます。本改定案の中においても、逗子市の課題に沿った取り組みを位置付けております。
7	④ その他改定や市の取り組みについて	少子高齢化や産業停滞・劣化や暴力団対策など、本市の課題について衆知を集めて検討すべき課題への姿勢が不十分ではないか。市長自身の給与削減の努力は多とするが、それだけでは財政再建に不足なことは言うまでもない。総合計画を改定しなくてもできることがあればそのような課題への取り組みも進めるべきであろう。	▲	本改定案は、市長が市政運営にあたって重点を置いている取り組みを着実に推進させるために総合計画に位置付けるものですが、市民をはじめ、民間事業者や大学や研究機関など多様な主体との連携しながら、本市の課題について取り組みを進めてまいります。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの

□：案に反映済みであるもの

■：意見を反映させず、案どおりにしたもの

▲：その他